

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

介護保険料

# 納税・納入通知書をお送りします

上記の納税・納入通知書を7月に順次お送りします。詳細は、お届けする各通知書をご覧下さい。

## 国民健康保険税(国保税) 納税通知書

問 保険年金課保険加入係 724・2124 FAX 050・3101・5154

国民健康保険税の納税通知書を、住民票に記載されている世帯主宛てにお送りします。

今回発送する納税通知書は、5月末日までの国保加入や脱退の手続き、市で把握した前年所得等を基に作成しています。6月以降の手続き等により国保税額が変更になった場合は、8月以降に改めて納税通知書を送付します。

### 国保税の改定について

2016年度は、国保税率、軽減判定基準所得、課税限度額を改定しました。前年度から所得に大きな変更がなくても税額が変更になっている場合があります。納税通知書でご確認下さい。

7月8日(金)から世帯主へ発送

7月8日以降は、国保税のお問い合わせ窓口と電話が大変混み合い、お待たせしてしまう場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。



2016年度の税率や軽減の判定基準は、7月の納税通知書、本紙5月1日号、町田市ホームページでご覧いただけます。

[国保税の改定](#) [検索](#)

## 後期高齢者医療保険料 納入通知書

問 保険年金課高齢者医療係 724・2144 FAX 050・3101・5154

後期高齢者医療保険の年間保険料は、均等割額と所得割額を合算して算出します。前年所得等が把握できなかった方には、均等割額のみで通知し、所得等が把握できた場合に改めて通知します。

### 後期高齢者医療保険の対象となる方(被保険者)

対象は、75歳以上の方と、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)です。加入後は、国民健康保険・被用者保険等を脱退します。

\*被保険者証は1人1枚交付されます。保険料も個人ごとに納めていただきます。

### 被保険者証等が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療制度の「被保険者証」と、非課税世帯で申請した方に現在交付している「限度額適用・標準負担額認定証」の有効期限は、2016年7月31日までです。

7月15日(金)から本人へ発送

8月1日以降に使用する「被保険者証」は簡易書留で、「限度額適用・標準負担額認定証」は普通郵便で、7月中にお送りします。

\*小川・鶴間地区の住所整理対象地域にお住まいの方には、7月下旬に発送します。

\*被保険者証は「簡易書留・転送不要」で、住民票の所在地に発送します。他の住所地へ送付を希望する方はご相談下さい。

2016・2017年度の保険料率や軽減の概要は、7月の納入通知書、本紙4月1日号、町田市ホームページでご覧いただけます。

[後期高齢者医療](#) [検索](#)



## 介護保険料 納入通知書

問 介護保険課保険料係 724・4364 FAX 050・3101・6664

65歳以上の方へ、介護保険料納入通知書(決定通知書)を発送します。保険料額は、6月6日までの住民票等の届出内容や、市で把握した前年所得等を基に算出しています。6月7日以降の情報により保険料額が変更になる場合は、改めて通知します。

### 介護保険料<65歳以上の方(第1号被保険者)>

2016年度の市・都民税の課税状況等に応じて、12段階に区分されています。前年度から段階別保険料額に変更はありません。年度途中で65歳になった方は、65歳の誕生日の前日が属する月から、月割りで計算されます。

\*老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方の介護保険料は、原則として年金から天引きされます。年金天引きは介護保険法で定められているため、ご自身で納付方法を選択することはできません。

### 介護保険料<40~64歳の方(第2号被保険者)>

介護保険料は、加入している医療保険の保険税(料)に合算して納めていただきます。保険料額や計算方法は、加入している健康保険組合等へお問い合わせ下さい。

7月1日(金)から本人へ発送

納入通知書(決定通知書)は、シルバーパス購入時の所得確認書類として使用できます。再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

65歳以上の方の介護保険料の算定方法は、7月の納入通知書(決定通知書)、町田市ホームページでご覧いただけます。

[介護保険料](#) [検索](#)



還付金詐欺に  
ご注意を!

「還付金がある」「住所や口座番号を教えて」等、市の職員を名乗る不審な電話がかかってきたら、一旦電話を切り、町田市役所に電話をかけて確認して下さい。